

3 西 審 使 第 3 号  
令和 3 年 6 月 15 日

西東京市教育委員会教育長  
木 村 俊 二 様

西東京市使用料等審議会  
会 長 米 田 正 巳

西東京市立学校施設使用料の適正化について（答申）

令和 3 年 5 月 19 日付 3 西教社第 56 号にて諮問のありました標記の件について、本審議会  
で審議し、その結果をとりまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

答申事項

- 1 ひばりが丘中学校の体育館、多目的室及び特別教室に係る使用料の新設について  
「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改訂版）」に基づき、使用料に係る原価計算を行い、施設の特性や他市料金との比較等を考慮した結果、別紙のとおり設定することが妥当である。
- 2 西東京市立学校施設使用条例別表に規定する施設使用料及び夜間照明料の定期見直しについて  
「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改定版）」に基づき、使用料に係る原価計算を行い、施設の特性や他市料金との比較等を考慮した結果、現行の使用料のまま据え置くことが妥当である。

## 西東京市立ひばりが丘中学校施設使用料について

西東京市立ひばりが丘中学校施設使用料について、下記のとおり設定することが妥当である。

施設名	時間	使用料（1時間につき）	
体育館	午前8時から午後9時まで	市外在住者が使用するとき、企業等が従業員のために使用するとき、又はその他委員会の承認を得て使用するとき。	1,000円
		市内在住者が使用するとき。	500円
多目的室 特別教室	午前8時から午後9時まで	市外在住者が使用するとき、企業等が従業員のために使用するとき、又はその他委員会の承認を得て使用するとき。	500円
		市内在住者が使用するとき。	100円